

三井住友フィナンシャルグループ及びグループ各社（以下、SMBCグループ）は、SMBCグループのグループコンプライアンスに関するルールを踏まえ、コンプライアンスの共通理念に基づき、税務に関する法令を遵守するとともに、適切な税務コンプライアンス体制の下で、適切な税コスト管理を行い、企業価値の向上に努めて参ります。

SMBCグループは、各国及び各地域の税務に関する法令や、国際機関等が公表する税務ガイドライン等を把握し、SMBCグループの各事業拠点における適切な税務コンプライアンスのための適時適切な対応に努めて参ります。

1. SMBCグループは、各国及び各地域の税関連の法律、規則及び条約を遵守し、税務当局に対する申告、納税及び報告の義務を適切に果たします。
2. SMBCグループは、各国及び各地域の税務当局への適時適切な情報提供に加え、事前照会制度や事前確認制度の活用等により、各国及び各地域の税務当局との透明性のある良好な協力関係の構築に努めます。
3. SMBCグループは、OECD等国際機関が公表している国際税務に関する基準及びガイドラインに準拠し、移転価格税制を含む国際課税ルールを遵守します。
4. SMBCグループは、各国及び各地域の税務に関する法令及びその趣旨に沿わない、不当に税負担を軽減する事業活動及び組織再編等を行いません。
5. SMBCグループは、納税の社会的意義を十分認識したうえで、適切な税コスト管理を行い、企業価値の向上に努めます。
6. SMBCグループは、お客さまとの取引に関し、税務上問題を生じさせるような商品の提供や提案は行わないよう努めます。また、SMBCグループは、お客さまが不当に税負担や申告義務を逃れるような取引及び活動の幫助及び加担を行わないよう努めます。
7. SMBCグループは、税務当局に対する申告、納税及び報告の義務を適切に履行するため、適切な税務コンプライアンス体制を整備するとともに、専門家を活用し、税務に関する知識を高めるよう努めます。